

羽島郡広域連合  
障害者活躍推進計画

令和5年6月

機関名	羽島郡広域連合消防本部
任命権者	羽島郡広域連合消防長
計画期間	令和5年6月1日～令和10年5月31日（5年間）
広域連合における障害者雇用に関する課題	羽島郡広域連合は、職員の定数80名の消防事務を共同処理する広域連合であり、障害者雇用促進法において、消防吏員は法定雇用率の除外職員であることから、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。 今後、職員の高齢化等により、中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。以下同じ。）となる職員が発生する可能性もあるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
取組内容	
①活躍を推進する体制整備	ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに総務課内に障害者である職員の相談窓口を設定し周知するとともに、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した障害者職業生活相談員を配置する。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	ア 相談窓口への相談のほか、毎年実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 イ 円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う